



# 税に関するアンケート集計結果

(ご回答募集期間：令和3年2月～4月)

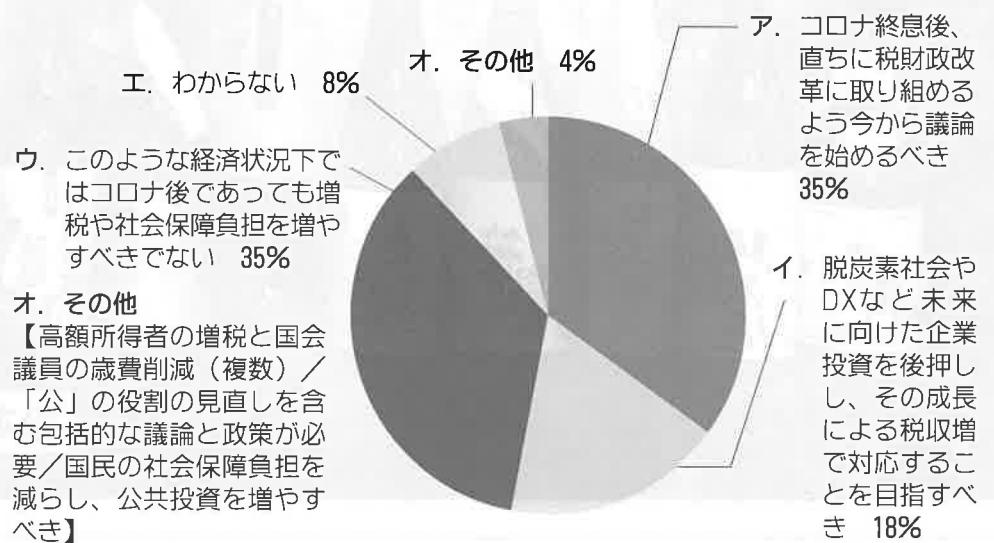
令和3年度税制改正は、新型コロナウイルスの影響を受ける企業や家計を下支えし、脱炭素社会やデジタルトランスフォーメーション(DX)の投資を促す措置を盛り込むなど、国地方合わせて600億円程度の減税となる改正内容となりました。前述以外の法人税関係では、繰越欠損金の控除上限の特例の創設、賃上げ税制及び所得拡大促進税制の見直し、中小企業投資促進税制や中小企業の軽減税率の特例の延長などが盛り込まれ、所得税関係では、住宅ローン控除の見直し・延長などが手当てされております。

このようにコロナ禍の危機対応を優先する状況のなか、コロナ後の財政や経済社会に対応した負担のあり方や税制の動向について以下の設問にお答えください。

## 1. 未曾有のコロナ禍の支援策で過去に例を見ない財政出動が行われており、令和2年度第3次補正予算まで、年間の新規国債発行額は総額110兆円を超える過去最大規模となっています。

また、すでに、我が国財政は地方を合わせた長期債務残高が1,100兆円を超し国内総生産(GDP)の2倍となっており、先進国の中で突出して悪化している状況です。

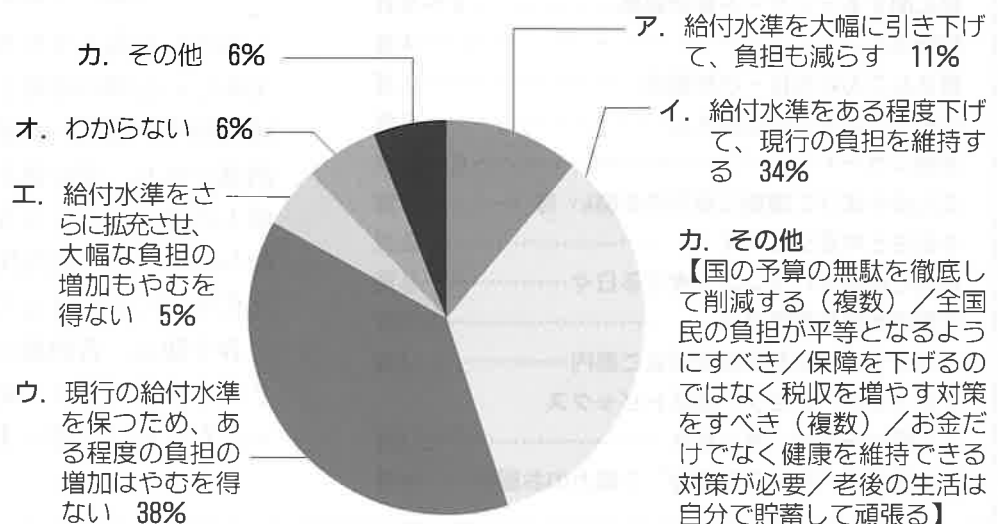
このことについて、今後の対応としてあなたのお考えに近いものを下記の実択肢の中から1つだけお選びください。



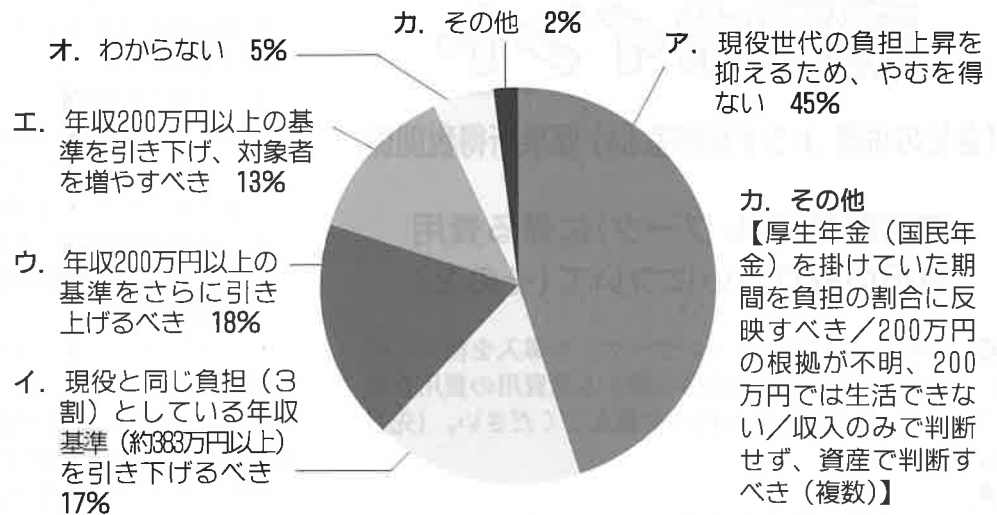
## 2. 「団塊の世代」がすべて後期高齢者となる2025年には、医療と介護の給付費急増が見込まれ、高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が190兆円に上ると試算されています。加えて、前設問のとおり、今後、予算に占める国債費の割合が増加することになる中で、社会保障費を抑制するためには、ますます負担と給付のあり方を見直す必要があります。

今後の社会保障の給付と負担のバランスについて、どのように考えるか、下記の実択肢の中から1つだけお選びください。

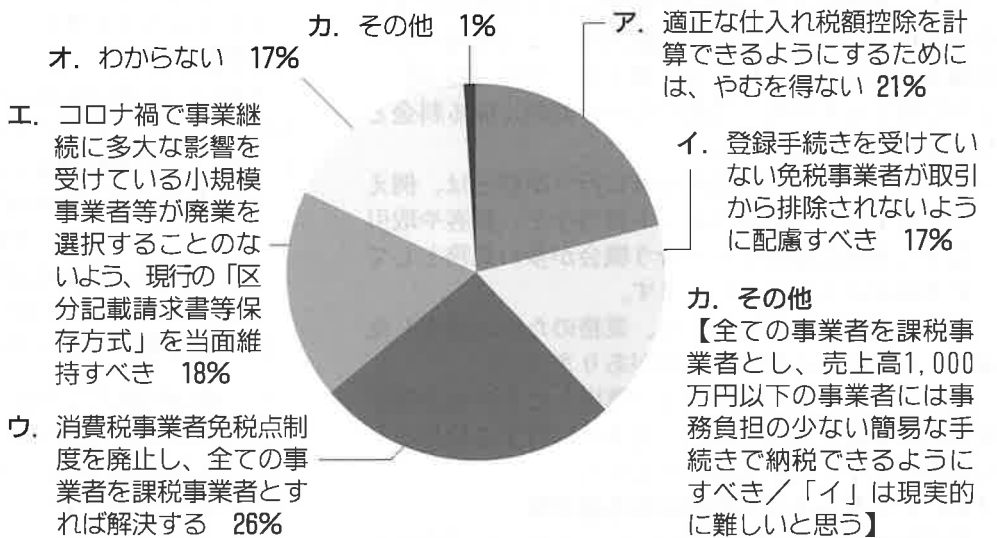
今後の社会保障の給付と負担のバランスについて、どのように考えるか、下記の実択肢の中から1つだけお選びください。



**3. 75歳以上の後期高齢者が医療機関で支払う窓口負担を2割に引き上げる政府の方針について、その対象となる年収の範囲が単身で「年収200万円以上」とすることが与党内で合意されました。この高齢者負担の見直しについて、あなたのお考えを選択肢の中から1つだけお選びください。**



**4. 消費税について令和5年10月1日以降は、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります（いわゆるインボイス制度）。適格請求書を交付できるのは、税務署長に登録申請し、登録を受けた課税事業者となり、登録を受けていない事業者からの仕入については仕入税額控除することができなくなります。従って、免税事業者（課税売上高1,000万円以下）からの仕入も、その免税事業者が課税事業者となり登録を受けない限り、仕入れ税額控除することができません。このことについて、どう考えますか。次の選択肢の中から1つだけお選びください。**



その他、税などについてのご意見を何でも自由にご記入ください。

**【税体系・行財政全般】**

公平な税制があるべき姿／税金はシンプルでわかりやすくあってほしい（消費税の軽減税率などが最たるもの）／宗教法人の免税が理解できない／公務員には経済の動向を常に気にする感覚を持ってほしい／税金の使い方をもっと良く検討してほしい（複数）／税の無駄遣いを防ぐチェック体制・透明化が必要／政治を行うものが身を切らず、国民から税を徴収しようとしており、真面目な人が損をする社会になってしまった／高齢で働いている人が有利になるように、働けない人もしっかり保障されるように／経済活性化の果実を見込んだ税制改革は慎重に行うべき／デフレ下に増税するとはもっての外であり、インフレ率を注視しながら国債発行すべき

～皆様、ご協力誠にありがとうございました～

# 税務ポイント

## (会社の税務 よろず相談室<sup>159</sup>) 源泉所得税関係

### 在宅勤務(テレワーク)に係る費用負担の取り扱いについて(その2)

**Q** 当社も在宅勤務(テレワーク)の導入を検討したいと思いますが、在宅勤務に関する諸費用の費用負担について、税務的な取り扱いを教えてください。(先月号のつづき)

**A**

#### 6. 在宅勤務に係る通信料を支給する場合

##### (1) 電話料金

通話料については、通話明細書等により業務のための通話に係る料金が確認できますので、その金額を企業が従業員に支給する場合には、従業員に対する給与として課税する必要はありません。

なお、業務のための通話を頻繁に行う業務に従事する従業員については、通話明細書等による業務のための通話に係る料金に代えて、例えば、次の【算式】により算出したものを、業務のための通話に係る料金として差し支えありません。

(注) 業務のための通話を頻繁に行う業務とは、例えば、営業担当や出張サポート担当など、顧客や取引先等と電話で連絡を取り合う機会が多い業務として企業が認めるものをいいます。

基本使用料などについては、業務のために使用した部分を合理的に計算する必要があります。

例えば、次の【算式】により算出したものを企業が従業員に支給する場合には、従業員に対する給与として課税しなくて差し支えありません。

##### (2) インターネット接続に係る通信料

基本使用料やデータ通信料などについては、業務のために使用した部分を合理的に計算する必要があります。

例えば、次の【算式】により算出したものを企業が従業員に支給する場合には、従業員に対する給与として課税しなくて差し支えありません。

(注) 従業員本人が所有するスマートフォンの本体の購入代金や業務のために使用したと認められないオプション代等(本体の補償料や音楽・動画などのサブスクリプションの利用料等)を企業が負担した場合には、その負担した金額は従業員に対する給与として課税する必要があります。

#### 【算式】

業務のため 従業員が負担 その従業員の1か月に使用した した1か月の  $\frac{\text{月の在宅勤務日数}}{\text{該当月の日数}} \times \frac{1}{2}$  \*  
基本使用料 = 基本使用料や  $\times$  通信料等  
や通信料等 通信料等

\*上記算式の「1/2」については、1日の内、睡眠

時間を除いた時間の全てにおいて均等に基本使用料や通信料が生じていると仮定し、次のとおり算出しています。

- ① 1日：24時間
- ② 平均睡眠時間：8時間  
(「平成28年社会生活基本調査」(総務省統計局)で示されている7時間40分を切上げ)
- ③ 法定労働時間：8時間
- ④ 1日の内、睡眠時間を除いた時間に占める労働時間の割合  
：③÷(①-②) = 8時間/(24時間-8時間) = 1/2

#### 【例1】

従業員が4月に在宅勤務を20日間行い、1か月に基本使用料や通信料1万円を負担した場合の業務のために使用した部分の計算方法。

$$10,000円 \times \frac{20日(在宅勤務日数)}{30日(4月の日数)} \times \frac{1}{2} = 3,334円$$

(1円未満切上げ)

(注) 上記の算式によらずに、より精緻な方法で業務のために使用した基本使用料や通信料の金額を算出し、その金額を企業が従業員に支給している場合についても、従業員に対する給与として課税しなくて差し支えありません。

#### 【例2】

企業が、従業員に対して、次のとおり従業員本人が所有するスマートフォンに係る料金4,800円(4月分)を支給し、業務使用部分の計算をすることとした場合

- ・ 基本使用料：3,000円(3GBまで無料)
- ・ データ通信料：1,000円(3GB超過分)
- ・ 業務使用に係る通話料(通話明細書より)：800円
- ・ 在宅勤務日数：15日

※ 上記金額は全て消費税等込みの価格。

- ① 通話明細書より確認した業務使用に係る通話料(800円)については、課税する必要はありません。
- ② 基本使用料やデータ通信料のうち業務のために使用した通信費については、次の算式により算出します。

$$\begin{aligned} \text{業務のために} &= 4,000円 \times \frac{15日}{30日} \times \frac{1}{2} \\ \text{使用した通信料} & \\ & \left[ \begin{array}{l} \text{従業員が負} \\ \text{担した1か} \\ \text{月の通信費} \end{array} \right] \left[ \begin{array}{l} \text{その従業員の1か月} \\ \text{の在宅勤務日数} \\ \text{該当月(4月)の日数} \end{array} \right] \\ & = 1,000円(1円未満切上げ) \end{aligned}$$

業務使用に係る通話料、基本使用料とデータ通信料のうち業務のために使用した部分の金額を除いた金額3,000円について、従業員に対する給与として課税する必要があります。

$$\begin{aligned} \text{給与として課税} &= 4,800円 - 800円 - 1,000円 \\ \text{すべき金額} &= 3,000円 \end{aligned}$$

(税制委員会：赤羽総一郎、山口優子、木下茂登次  
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)



皆さん  
こんにちは♪

小林毅法律事務所

塩尻市宗賀

弁護士 小林 毅氏

『地元で気軽に相談できる、身近なホームロイヤーをめざして』

塩尻市宗賀にございます小林毅法律事務所は、塩尻市内で初となる法律事務所として平成25年に開業されました。小林さんは長野県出身の兵庫県育ちで、平成21年に司法試験合格、翌年最高裁判所司法研修所を修了され、弁護士登録されました。その際に働く場所として選ばれたのは、祖父母が暮らし、「いつか自分も暮らしたい」という想いを抱いていた長野県でした。

ご縁あって松本市内の法律事務所に入所され実務経験を積まれる中、「塩尻市には法律事務所がない。塩尻市にもあれば良いのだけれど」という話を何度も伺い、それならばと開業の地に塩尻市を選ばれたそうです。日々の生活から企業経営まで、私たちの暮らしは様々なルール=法律と共にあります。万が一、トラブルが発生した際には、専門家のアドバイスが必要となります。そんな時、小林さんは地元で気軽に相談できる身近なホームロイヤーとして相談者に寄り添い、「あなたがいてよかった」と言っただけの弁護士を目指し、日々励まれています。ご趣味は「阪神タイガースと高校野球のファン」。また、鉄道好きであり、旅行プランを立てるのもお好きという事で、専門家も簡単に取得できない「総合旅行業取扱管理者」資格も所持というから驚きです。小林さんの益々のご活躍をお祈りいたします。

(清澤和恵編集委員)



頑張ってます!!

『皆が安心して働ける環境づくりに取り組む』

松本商工会議所  
松本市中央

南山 泉さん

明治41年に設立され、今年創立113年を迎えた松本商工会議所。地域総合経済団体として、地域商工業の繁栄と、豊かなまちづくりを実現するため長年にわたり様々な事業を行っており、現在、当地域にございます大企業から中小企業、家族経営の方々も含め約4000事業所が加入しているそうです。

ご存知の方も多いかと思われそうですが、商工会議所の業務は多岐にわたり、企業の創業時から経営支援、国や県や市が定める補助金や制度資金の紹介、企業経営に資する様々な内容のセミナー開催、各種検定運営や地域のイベント運営など非常に幅広い活動で企業と地域社会を盛り上げています。

今回、お話をお伺いしたのは管理・経理グループで責任者を務められている南山さんです。こちらで南山さんは会議所内の経理、職員給与の計算、社会保険手続き等を担当されています。「本当は数字が苦手です」とおっしゃいますが、その丁寧で正確な仕事ぶりには周囲から信頼が寄せられています。その他にも会議所会館内の備品・設備の維持管理も担当されているそうです。地域を盛り上げるために奮闘する商工会議所。その職員さん達が安心して働ける環境づくりに日々取り組む南山さんでした。

(大沢利充編集委員)

明日のいのちの為に。  
くすりの未来を切り拓く。



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、  
創薬研究開発型企業です。

**KISSEI**

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

## 法律レポート

中小企業における新型コロナウイルス禍における  
収益悪化と労務トラブル

— 人員削減としての退職、解雇の考察 —

三浦法律事務所 弁護士 三浦 守 孝



中小企業において新型コロナウイルス禍により業績が落ち込み収益が極端に悪化して企業の存続が危ぶまれた際には、様々な売り上げ向上や増収増益のため企業努力を尽くし、大幅な経費節減（労働時間の短縮など雇用調整、給料や賞与のカットや減額など人件費削減など）の効果的なリストラ策を実施してみるのが一般的であると思われませんが、事業主として最終的に雇用機会の確保を断念し人員削減を敢行しなければならない状況も想定され、今回は従業員との雇用契約の終了事由に関して検討を行います。

## 【Ⅰ】コロナ禍による業績落ち込みを理由とする正社員の解雇について

通常時において正社員を整理解雇するには、判例法理上は、整理解雇4要件（要素）として、①人員削減の経営上の必要性 ②整理解雇回避努力義務の実行 ③合理的な整理解雇基準の設定とその公正な適用 ④労使間での協議義務の実行 を重要な要素として解雇の有効性が厳しく判断されています。

コロナ禍という緊急事態を考えれば、平時よりも解雇回避努力義務等のレベルが緩和されるのではないかという考え方もありますが、裁判所は、特段、4要素の判断を緩和しているとはいえない傾向にあるため企業が解雇にあたっては従業員と係争化して事後的に解雇が無効と判断されることが十分ありうる点に注意を要します。

コロナ禍による業績悪化を理由とする人員削減は、コロナが招いた経営上の理由による整理解雇として判例上の整理解雇制限法理の適用を受けます。

一般的には業務の基幹性や補助性、長期雇用への期待度、生活への影響度等を考慮し、終了の優先順位（保護度の劣位）等の判断要素からすれば、中小企業において業務請負・委託<派遣<アルバイト<パート<定年後再雇用労働者（嘱託）<契約社員<正社員などという人員削減における順序が一般的であります。

また、人員削減を進める場合において正社員の中でも、保護すべき序列でいえば、概ね、「正社員」>「試

用社員」>「内定者」という序列があります。

中小企業において正社員に関しては、できる限り、解雇という手段を避け、転勤・出向を含めた他の事業所への異動で雇用を保障し、あるいは、できる限り、労働基準法第26条の休業手当を支払って、自宅待機等の一時帰休か再就職支援休暇を命じるか、その金額相当の退職一時金による雇用契約の合意解約を迫るなど、まずは労働者の負担軽減措置を図ることや労使間の協議等が必要となります。

## 【Ⅱ】コロナ禍による業績落ち込みを理由とする希望退職、退職勧奨等について

新型コロナウイルス禍の影響が大きく、中小企業の業況が急速に悪化し、人員の削減が必要になった際に、いきなり解雇というのでは、従業員の反発も招く上に、裁判などに発展する可能性が高まり、整理解雇の要件が厳しいため解雇が無効と判断されるリスクもあります。

そこで企業において人員削減策として、退職金支給率の割増し、退職金額の上積みなどの優遇をなす希望退職が、それ独自に行われる場合もあれば、企業の最終的な手段として、いわゆる整理解雇4要件（要素）中の解雇回避努力義務の一環として実施される場合があります。

定年前の一定期間に退職した者に対し、退職金等につき同様の優遇をなす早期退職者優遇制度が、実質的には希望退職と変わらない場合もありますが、建前的には人事ローテーションの円滑化・活性化等のために企業で利用されることもあります。

しかし、これらの退職者優遇措置の実施については、従来から、企業にとって優秀な人材の流出防止策の可否などの問題点があることが指摘され、それらの問題点への検討が求められ希望退職や早期退職者優遇制度の適用につき、企業としては、申し込まれた者のうち、企業が承認した者に限る旨の、いわゆる「逆肩叩き条項」の挿入により、優秀な人材がこれらの制度を利用することを防止することが必要となります。

企業にとって、要件が厳格な整理解雇を避けて退職勧奨（肩叩き）という手段の選択は、基本的に使用者が社員に自発的に退職を促すものであり、直ちに違法とはされませんが、新型コロナ禍による業績落ち込みに乗っかるだけで、退職勧奨に合理的な理由がなく、その手段・方法も社会通念上相当といえない等、使用者としての地位を利用して、実質的に社員に退職を強いるものであり、状況に応じて、社会的相当性の程度を越す執拗な場合、従業員からの慰謝料請求の対象と

もなりえますし、パワーハラスメントとして問題とされるだけでなく、強烈的な勧奨行為の結果、従業員から提出された退職届が強迫を理由に取り消される場合もあることに留意すべきです。

### 三浦法律事務所

当会顧問弁護士 三浦 守 孝

〒390-0874 松本市大手1-3-29 丸今ビル3F  
TEL (0263) 39-2030(代) FAX (0263) 39-2031

松本法人会の全ての会員の皆様へ

あなたのお知り合いを紹介してください！

“法人会やまびこ運動” ご協力をお願い



松本法人会が組織強化に向けた取り組みとして、4千社に上る会員の皆様にお取引先やお知り合いの事業所をご紹介いただく「法人会やまびこ運動」へのご協力を本年度もお願い申し上げます。

コロナ禍にあり、いまだ大変厳しい状況下にございますが、この運動をきっかけに法人会の輪をより一層広げていきたいと考えておりますので、皆様のお力添えを引き続きお願い申し上げます。

### 「法人会やまびこ運動」って何？

当会会員企業の皆様にお知合いやお取引先の事業所（法人・個人※支店・営業所等も）をご紹介いただき、当会へのご入会のきっかけとさせていただきます。※詳しくは当月号付録のオレンジ色のチラシをご覧ください。

本年度も皆様の力強いご協力をお願い申し上げます！！

### 自動車税種別割は5月31日(月)までに納めましょう

- ・自動車税種別割の納付をお忘れなく！
- ・普通自動車の自動車税種別割の納期限は5月31日(月)です。
- ・自動車税種別割は金融機関に出向かずに、PayPay、Line Payといったスマートフォンアプリでいつでもどこでも納付できます。ぜひご利用ください。
- ・納付後すぐに車検を受ける場合や、納税証明書が必要な場合は、スマートフォンアプリではなく、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で納税してください。

### 第9回通常総会記念講演会に関するご案内

5月25日(火)に開催いたします、第9回通常総会にあわせて予定しております記念講演会、  
『鳶～日本を造る男たちの物語～

講師：多湖弘明氏（鳶職人）

の実施方法につきまして、新型コロナウイルス感染症対策の一環として『会場でのオンライン開催(会場スクリーンに映像を流します)』に変更させていただくこととなりました。どうぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

### 事務局人事に関するご報告

令和3年4月1日付で事務局井上和久業務主任が、局長補佐職（呼称：事務局次長）に就任いたしました。会員企業の皆様におかれましては、引き続きご指導・ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。

【ふるさとの食】シリーズ ⑭

長野県では古くから酒造りが盛んで、現在も各地に数多くの酒蔵がございます。松本地域（松本・塩尻・安曇野各市）には10の酒蔵があり、それぞれが個性豊かなお酒を造り続けています。

日本酒造りに欠かせない要素として「米(酒米)」「水」「気候」「蔵人の技術」があげられます。「米(酒米)」については、豊かな田園風景が広がるこの地では昔から米作りが盛んであり、現在は関係者の努力もあり当地域を含めた県内各地では「美山錦」「ひとごち」などのお酒造りに適した酒米が生産されています。続く「水」については、皆さんご存知の通り、北アルプスなどの雄大な山々に源を発し、長い年月をかけてこの地に湧き出る水は名水として有名です。「名水あるところに銘酒あり」という言葉もあるそうで、良質で豊富な水がこの地域の酒造りを支えています。

また、厳しい寒さも酒造りに適しているといわれます。松本地域では最も冷え込む大寒の時期に酒の仕込

松本地域の地酒 (松本・塩尻・安曇野各市)  
～地域の10の酒蔵が丹精込めたお酒をお楽しみください!～

みが行われることが多いそうですが、それは平均マイナス5℃位の寒さが、酒作りに不要な菌の混入や活動を抑えるからだそうです。最後に、各酒蔵で長年にわたり大切に継承されてきた「蔵人の技術」と、新たな挑戦が酒蔵ごとの個性を生み、素晴らしい日本酒を造り上げるのでしょう。

現在、新型コロナウイルスの影響により、飲食・観光の分野がとりわけ大きな影響を受けております。日本酒に関しましても飲食店などでの消費が落ち込むとともに、イベントが開催できないなど、大変に厳しい状況が続いているそうです。今しばらくはこの状況が続きそうですが、今年も各酒蔵が丹精込めて造り上げた搾りたての新酒が皆さんをお待ちしています。酒屋さんなどでお買い求めいただき自宅で楽しんでいただくのも良いですし、飲食店で静かにじっくりと楽しんでいただければと思います。

(大沢利充編集委員)

青年部コーナー

—第46回通常総会・  
創立45周年記念式典開催—

4月26日、安全対策を施した上で青年部第46回通常総会が開催され、昨年度の事業・収支の報告、本年度の事業・予算計画等が審議されるとともに、役員改選がおこなわれ、引き続き廣田伸一氏に青年部長をお務めいただくことになりました。

また、総会終了後には昨年延期いたしました青年部創立45周年記念式典を開催し、青年部のこれまでの活動を振り返るとともにご来賓からお祝いのお言葉も頂き、今後益々の青年部活動の発展を誓いました。



廣田青年部長



記念式典の様子

女性部コーナー

—第42回通常総会開催—

4月19日、女性部第42回通常総会がアルピコプラザホテルにて開催されました。予定されていた議事が全て無事承認されました。女性部でも役員改選が行われ、引き続き小林秀子さんに女性部長をお務めいただくことになりました。

また総会後には松本税務署長の宮澤正子様に講師をお願いし、「時々の初心」というテーマで楽しいお話を聞かせていただきました。



小林女性部長



講師の宮澤松本税務署長

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社  
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001  
品質 ISO 9001  
認証取得



# 加齢と健康のバランスを考える日々

ジャーナリスト 海部 隆太郎

若さ、馬鹿さで突き進み、周囲のあきれ顔も気にせず、無茶を続けた時代があった。充実した日々とは思わないが、毎日が楽しかった。だが、今は多くの人に迷惑をかけたのではないかと心配してしまう。こんな抽象的な昔話で何を言いたいのかと疑問を持たれるだろうが、具体的にはとても書けない。導入部分なので、さっと流し読んでいただければありがたい。本題は“健康”についての自分なりの考えだ。

冒頭の時期は、健康を考えるほど不健康な身体ではなかった。行動自体は不健康なのだが、若さと馬鹿さが勝っていただけ。健康診断は、受診をしないと会社から怒られるので無理やり行ったが、午前中なら二日酔い、午後なら昼食後に受診するなど、実に不真面目であった。それでも気にするほどの数値ではなかった。

ところがここにきて、今さら遅いのかもしれないが、ようやく健康の意識が芽生え始めた。きっかけは体調の悪さを実感したこともあるが、医師から言われる「加齢による症状ですね」という、さりげない一言に傷ついたから。私の細胞は間違いなく老化している事実、ようやく気が付いたという何とも情けない話である。

健康は何物にも代えがたい財産だ。「命よりも大切ですよ」という笑い話に、うなずいてしまう自分に今はなっている。やや複雑な感じで、うまく説明できないもどかしさが残る。

## 自動運転システムの実用化に期待

とりあえず健康であっても加齢とともに衰えるのは仕方がないことだ。「衰えを自覚」するもので真っ先に浮かんでくるのが認知機能と判断機能で、これが必要なのが自動車の運転。運転に必要な機能は、認知、判断、操作の3つ。これを検査するため、75歳以上の高齢者ドライバー約150万人が毎年、免許更新時に検査を受けているという。

先日、高齢者の交通事故防止に詳しい交通心理学、

応用心理学の研究者から興味深い話を聞いた。高齢ドライバーの検査データを基にした調査結果から言えることは、長期間にわたり学習で獲得した機能は加齢の影響を受けにくいそうだ。運転操作はゴルフ、スキー、ピアノなどと同じで、若いうちに習得した技能は簡単には衰えないという。ただ、視認機能の衰えは確実にやってくるし運転頻度が減少することで操作を誤ることもあるという。

身体は健康であっても、認知機能は年相応に衰えていく。もちろん一般論で、個人差があることは付け加えておきたい。先の研究員が言うには、高齢ドライバーは移動距離を短くすること、長時間運転をしないこと、を意識することが大切だと強調する。父親に運転免許の自主返納を勧めても応じないので困っているという息子（50代）の話もよく聞く。この場合は、免許更新はできても認知、判断機能は衰えていくことを粘り強く説得するしかなさそうだ。

あと期待できるのが、自動車メーカーが必死に開発する自動運転システム。特定条件下で完全自動運転が可能なレベル4は実用化できる段階に入っている。すべてシステム任せになるので高齢の父親が運転席にいても息子は安心していられる。ただ、公道で走れるまでにはまだ時間がかかりそうなのと、高級車から搭載されるので、購入できるかどうかという問題がつきまとう。悩みは尽きそうもない。

いくつになっても健康でいられるよう努力が必要であるが、健康を維持していても加齢による衰えは自覚すべき。年齢に見合った健康を意識していきたいと考えている。

【筆者紹介】海部隆太郎（かいべ・りゅうたろう）  
法政大学卒。日本工業新聞社、IT企業を経てフリー。中小企業を中心に企業が抱える幅広い課題を取  
材・執筆活動を展開する。

エネルギーと環境の  
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)  
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部



**部員募集中!!**

お問合せは事務局（☎35-8080）まで!



AIG 損保

# 法人会のビジネスガード *Series* **Business Guard**

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

## 法人会の ハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険  
疾病入院医療費用保険金・  
疾病入院医療保険金 等セット



会社で入る  
医療補償

「消費税申告一声運動実施中」

## 法人会の ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険  
地震・噴火・津波危険補償特約 等セット



### 充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。

## AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20  
03-6848-8500  
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)  
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

### 松本支店

〒390-0814  
長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル7F  
TEL. 0263-35-1933 FAX. 0263-36-7975  
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

## 5月の予定

7日正副会長会、第17回理事会 10日上高地・白骨温泉旅館部会総会・税務研修会、青年部第四委員会、幹事会 11日山形部会税務研修会・総会 12日女性部幹事会、安曇部会総会・税務研修会 13日税務入門（おさらい）講座 14日三郷部会総会・税務研修会 17日堀金部会総会・税務研修会 18日筑北部会総会・税務研修会 19日波田部会税務研修会・総会 20日奈川部

会総会・税務研修会 21日梓川部会総会・税務研修会 25日第9回通常総会等 27日朝日部会税務研修会・総会 28日決算説明会

**決算説明会（法人税・消費税の説明会/4月決算法人対象）**  
**5月28日（金）午後2時より 松本市駅前会館「大会議室」**  
 ※会場設営（距離確保）、手指消毒、検温等の実施といった安全対策を行い開催いたします。ご参加いただく方にはマスクの着用にご協力をお願いいたします。なお、感染拡大状況により中止となる場合もございますがご了承願います。

令和3年度  
前期税務研修会

## 『令和3年度税制改正について・その他』

本年度前期の税務研修会は、下記の日程で行います。会員の皆様には、別途ハガキにてご案内します。なお、旧松本市内以外の部会は、部会総会も同時に実施いたしますので、あわせてご出席ください。

\*講師：松本税務署担当官（松本会場(A~Eブロック)は全て14:00~、松本市駅前会館4階にて行います。)

日程	部 会	時 間（松本各ブロックは14:00~）	会 場
5月10日(月)	上高地・白骨温泉旅館部会	15:30~総会・16:00~研修会	松本商工会館
5月11日(火)	山形部会	15:00~研修会・16:10~総会	山形村商工会
5月12日(水)	安曇部会	15:30~総会・16:00~研修会	松本商工会議所 安曇支所
5月14日(金)	三郷部会	15:00~総会・15:50~研修会	安曇野市商工会 三郷商工会館
5月17日(月)	堀金部会	15:00~総会・15:50~研修会	安曇野市商工会 堀金商工会館
5月18日(火)	筑北部会	15:00~総会・15:50~研修会	麻績村商工会
5月19日(水)	波田部会	15:00~研修会・16:10~総会	松本市波田商工会
5月20日(木)	奈川部会	15:00~総会・15:50~研修会	松本市奈川文化センター夢の森「会議室」
5月21日(金)	梓川部会	15:00~総会・15:50~研修会	松本商工会議所 梓川支所
5月27日(木)	朝日部会	15:00~研修会・16:10~総会	朝日村商工会
6月2日(水)	塩尻部会	15:00~研修会・16:10~総会	中信会館
6月3日(木)	川手部会	15:00~総会・15:50~研修会	安曇野市商工会 明科商工会館
6月4日(金)	松本Aブロック（中央・大手・深志 各地区と農協部会）		
6月7日(月)	豊科部会	15:00~総会・15:50~研修会	安曇野市豊科公民館
6月8日(火)	松本Bブロック （城西・丸の内・開智・北深志・白坂・宮渕・宮渕本村・巾上・中条・新橋・蟻ヶ崎・蟻ヶ崎台・城山・沢村・桐・旭・美須々・岡田（各町）・渚・島内 各地区）		
6月9日(水)	穂高部会	15:00~総会・15:50~研修会	安曇野市商工会 穂高商工会館
6月16日(水)	松本Cブロック （城東・清水・元町・女鳥羽・埋橋・県・筑摩・神田・里山辺・入山辺・浅間温泉・南浅間・横田・惣社・大村・水汲・洞・稲倉・原・三才山・寿（各町）・松原・並柳・中山・中山台・内田 各地区）		
6月23日(水)	松本Dブロック （本庄・庄内・南松本・鎌田・双葉・井川城・出川町・出川・征矢野・高宮（各町）・両島・笹部・南原・島立・新村・和田 各地区）		
6月29日(火)	松本Eブロック （野溝木工・芳川野溝・野溝西・野溝東・市場・宮田・芳野・石芝・平田西・平田東・芳川小屋・村井町（各町）・笹賀・空港東・神林・今井 各地区）		

☆開催にあたり、参加者間の座席距離の確保、室内換気などを心掛けますが、ご参加いただく皆様には手指消毒、マスク着用、検温などへのご協力をお願いいたします。

☆今後の感染状況により、開催を見合わせる場合もございますことをご理解いただきますようお願いいたします。

# インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍍)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

## インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料
- 関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷
- 広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD データ デジタル写真機  
写真のイラストでも  
素材を組み合わせて  
一般社団法人 松本法人会  
めざします企業の  
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大野生命松本ビル5F  
TEL 0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで

# 有限会社 フリーランス

新成分 オゾナル配合

手荒れなし! Samurai-O3



## ウイルス除菌

### 持続型オゾン水

消臭効果  
除菌効果

特許 第5261569号

お子さまから  
ご高齢の方まで  
口に入れても  
安全で安心



ペットにも使用いただけます。

取扱特約店

## 有限会社 フリーランス

担当 草間

〒390-0816 松本市中条9-8  
(090)8943-0383

## 地区トピックス

### 「塩尻市総合体育館“ユメックスアリーナ”完成」(塩尻市)



塩尻市広丘郷原地区に塩尻総合体育館「ユメックスアリーナ」が完成し、令和3年4月から利用が開始されました。地元企業とネーミング

ライツパートナー契約を結び親しみやすい名称となっております。様々な競技が可能なメインアリーナにトレーニングルームや会議室なども備えた市内最大級の総合体育館です。(清澤和恵編集委員)

## 川柳コーナー

3度目で

緊急事態も

日常に

孫会えぬ

大型連休

2回目

こどもの日

早くも探す

ランドセル

新米

## あとがき

今年は何年より桜の開花が早く、あつという間に満開になり散ってしまった様に出ています。去年の今頃、緊急事態宣言が出た時、娘に赤ちゃんが生まれて先月1歳を迎えました。

コロナの話題ばかりで、会社のこと、従業員や家族のことを考えない日はありません。先の見えない不安に落ち込むこともあります。そんな私を癒してくれるのが1歳のやんちゃくんなんです。とにかく、メツチャかわい。2か月「笑った」、4か月「寝返り」、5か月「ズリズリ」、6か月「ハイハイ」、7か月「お座り」、9か月「つかまり立ち」、11か月「歩いた」、あつというまの1歳。日々感動です。ババばかだね。

この子が物心つく頃には「あなたが生まれた年はコロナって病気が流行って世界が大変だったんだから」って過去の話になって欲しいですね。だけど、今はどこにぶつけていいかわからない心の叫びをこの場をお借りして言わせてください。「ぶさけるなよコロナ、いつまでも居座ってんじやない!とっとと消えろ!!」

(本号編集委員)

大沢利充  
清澤和恵



### 個人情報の取扱について

当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

発行所  
一般社団法人 松本法人会  
〒390-0814  
長野県松本市本庄1丁目3番10号  
TEL(0263)35-8080  
FAX(0263)36-0839  
編集人 百瀬衛貴男  
(毎月1回1日発行)  
印刷所 信州印刷株式会社